

核兵器禁止条約第1回再検討会議に向けた日本政府への要請

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会

2026 年 10 月 29 日

ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルのガザへの大規模軍事攻撃と人道危機、米国によるイランやベネズエラへの武力侵攻など、核保有国が力による一方的な現状変更を続け、核の脅しを繰り返しています。そうしたなか、各国では「核には核を」と核抑止の強化を求める声が広がり、核保有国間では核軍拡競争が加速しています。非核三原則の見直し論が出てきている日本も、その例外ではありません。こうして世界では、核の脅威がかつてなく高まっています。

こうした状況下、核兵器の非人道性を訴えることで「核のタブー」を強化し、核を使わせない国際世論の力を高めることが、これまで以上に必要です。さらに、各国が力を合わせ、核抑止からの脱却に向けて取り組むことが急務であると考えます。日本政府が立ち上げた「『核兵器のない世界に向けた』国際賢人会議」でも「全ての国は、核兵器への依存から脱却するために努力し続けなければならない。核抑止が安全保障の最終的な形態であるとこれまで示されたことはなく、またこれからもそうあってはならない」と提言しています。

核兵器禁止条約は、核兵器を全面的に禁止し、その廃絶を定めた国際条約です。被爆者をはじめ、日本そして世界の市民が力を合わせて核兵器の非人道性を訴えつづけることで、2017年に採択、2021年に発効しました。私たちは、核抑止に頼るのではなく、全ての国がこの条約に参加し、核なき世界を実現すること、その先頭に立つべく日本が条約に署名・批准することを、強く求めます。

11月30日から12月4日に国連本部で開催される「核兵器禁止条約第1回再検討会議」は、条約発効から5年の取り組みを総括し、核なき世界に向けた今後の展望を議論するきわめて重要な会議です。私たちは、政府が同会議に出席し、下記の項目について積極的に貢献することを求めます。

1. 核兵器の人道上の影響について

核兵器が使われた場合の人道上の影響について、被爆国として蓄積してきた知見を共有するとともに、今日の科学研究にもとづく議論に積極的に参加すること：

- 政府派遣団の一員に被爆者や専門家を任命し、核兵器の人道上の影響に関するセッションに派遣すること。
- 会議において、核兵器の人道上の影響に関する知見の共有や今後の取り組みへの協力を表明すること。例えば、[「核兵器使用の多方面における影響に関する調査研究」](#)（2014年3

月公表) などをもとに科学的諮問グループとの意見交換を実施する、同研究をアップデートし公表する、核戦争の人道上的影響に関する東アジア地域会合を提案する、など。

2. 核被害者援助・環境修復について

核兵器の使用や実験などによる核被害者の援助について、日本の経験や知見を共有するなど、積極的に貢献すること：

- 被害者援助の国内実施や国際信託基金の設置にあたり、日本の被爆者援護に関する法制度や経験、課題などの知見を共有すること。
- 被害者援助・環境修復の国際協力にあたり、政府が取り組んできた核実験被害者への援助の経験やノウハウを共有すること。
- これらの点について、本会議の被害者援助・環境修復に関するテーマ別議論にて発言すること。また、被害者援助・環境修復の作業グループと意見交換の場を持つこと。

これまで被爆者をはじめ全国の市民および NGO、さらには、多くの首長や知事、地方議会が、政府に対して核兵器禁止条約の会議への参加を求めてきました。各党からも、代表レベルでの参加要請が繰り返されてきました。

核兵器禁止条約の再検討会議に参加することは、核兵器国と非核兵器国の橋渡しに資するものであり、分断を広げるものではありません。実際、日本と同様に核兵器に自国の安全保障を依存する米国の同盟国の中には、過去の会議に出席し、議論に参加してきた事実があります。また、同条約は、核不拡散条約（NPT）や包括的核実験禁止条約（CTBT）など他の核軍縮・不拡散条約を相互に補完し強化するものであり、日本が掲げる国際社会の「法の支配」や多国間主義を強化するものです。

日本が会議に参加することで、核兵器禁止条約の締約国との連携を強化し、多角的な外交を通じて、緊張の緩和と核軍縮を多方面から進めていくことができます。また、核兵器の非人道性を訴え、日本周辺の核保有国に対して核兵器の使用や保有を許さないとのメッセージを打ち出すことで「核のタブー」を強化することができます。こうした外交努力は、日本の安全保障を高めるものです。

以上、私たちは、日本政府に対し、核兵器禁止条約の第 1 回再検討会議への参加と、1 日でも早い同条約の署名・批准を要請します。